

鳥取県告示第 26 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、琴浦町が行う土地改良事業（単県農業農村整備事業田越地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成20年1月16日同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 22 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範